

# リスク管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図る事を目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

### (定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、本会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を視するものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを視するものとする。

- (1) 信用の危機 不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機 収入の減少や資金運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機 労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4) 外部からの危機 自然災害や事故、インフルエンザ等の感染症及び反社会的勢力からの不法な攻撃等
- (5) その他上記に準ずる緊急事態

### 2 社会福祉法人固有のリスク

- ・サービス提供に伴い生じるリスク。
- ・サービス提供チームのコミュニケーションのまずさから生じるリスク。
- ・上位者の指示・命令の不明確さから生じるリスク。
- ・行政との連携のまずさから生じるリスク。

3 前項の具体的リスクのうち、情報システムに係るものについては、理事会が別に定める規定によるものとする。

## 第2章 役職員の責務

### (基本的責務)

第4条 役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款及び本会の定める規程など、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

### (リスクに関する措置)

第5条 役職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、本会にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必

要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 役職員は、業務上の意思決定を求めるに当っては、上位者に対し当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第6条 役職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる本会の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。

- 2 役職員は、具体的リスク発生後、速やかに上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については関係部署と協議を行い、上位者の指示に従う。
- 3 役職員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。

(具体的リスクの処理後の報告)

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長に報告しなければならない。

(苦情などへの対応)

第8条 役職員は、口頭又は文書により会員・利用者・取引先・顧客などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、別に定める苦情解決実施要領に基づき敏速に対応しなければならない。

(対外文書の作成)

第9条 役職員は、対外文書の作成については常にリスク管理を意識し、上位者の指示に従うとともに、その内容が第3条第1項第1号の信用の危機を招くものでない事を確認しなければならない。

(守秘義務)

第10条 役職員は、この規程に基づく本会のリスク管理に関する計画・システム・措置などの立案・実施する過程において知り得た本会の情報及びその他の関係者に関する秘密については、内外を問わず漏えいしてはならない。

### 第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 第3条第1項第4号の外部からの危機による具体的リスク等が発生し、本会をあげた対応が必要である場合（以下「緊急事態」という。）は、会長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事件によって、本会及びその事業所、又は役職員等にもたらされた急迫の事態をいう。

(1) 自然災害

地震、風水害などの災害

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ② 本会の公益活動に起因する重大な事故
- ③ 役職員にかかる重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症の蔓延

(4) 犯 罪

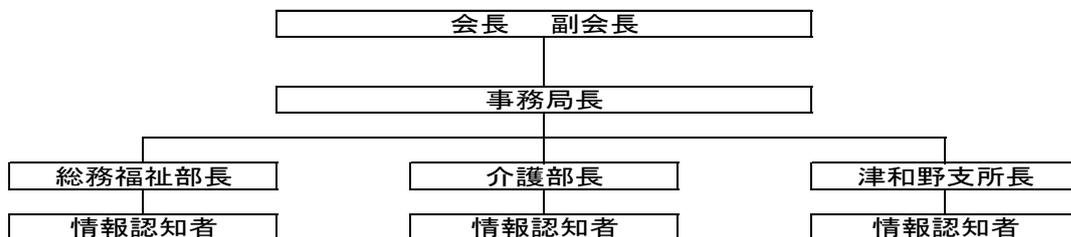
- ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝等並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃
- ② 本会の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立ち入り調査
- ③ 内部者による背任、横領等の不祥事

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の緊急連絡体制により通報しなければならない。

2 通報は、原則として以下の3つの経路によって行うものとする。



3 通報にあたっては、迅速さを最優先する。したがって、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを越えて次の通報先へ通報することとする。

また、きわめて緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置を取ることを要する。

4 第2項に定める経路による通報のほか、必要あるときは、総務部長により関係部門にも速やかに通報することを要する。

5 正確な情報を持つために通報が遅れるようなことがあってはならない。そのような場合は、情報の正確度を付し、適時中間通報を行うことを要する。

(情報管理)

第14条 緊急事態発生の際の通報を受けた事務局長は、情報管理上の適切な指示を行う。

(緊急事態発生時の対応の基本方針)

第15条 緊急事態発生時においては、当該事態についてその発生部門において、次の各号に定める基本方針に従い、対応することとする。

ただし、次条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い、協力して対応することとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故
  - ・ 人命救助を最優先とする。
  - ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
  - ・ 事故の再発防止を図る。
- ② 役職員等にかかる重大人身事故
  - ・ 人命救助を最優先とする。
  - ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
  - ・ 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症の蔓延

- ・ 人命救助と伝染防止を最優先とする。
- ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
- ・ 予防並びに再発防止を図る。

(4) 犯罪

- ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫などの外部からの不法な攻撃
  - ・ 人命救助と拡散防止を最優先とする。
  - ・ 不当な要求に屈せず、警察と協力して対処する。
  - ・ 再発防止を図る。
- ② 本会の法令違反及びその摘発等を前提とした官公庁による立ち入り調査
  - ・ 事実を明らかにする。
  - ・ 再発防止を図る。
- ③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
  - ・ 事実を明らかにする。
  - ・ (必要に応じ) 官公署へ連絡する。
  - ・ 再発防止を図る。

(5) その他上記に準ずる経営上の緊急事態

- ・ 緊急事態に応じた上記に準じた対応をする。

(緊急事態対策室)

第16条 特定の緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置するものとする。

(対策室の構成)

第17条 対策室の人事は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長
- (2) 事務局長、部長、所長
- (3) 室員 会長が指名した関係役職員

(対策室会議の開催)

第18条 対策室会議は、招集後直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 応急処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 内部への連絡の範囲、内容、時期、方法の決定
- (5) 対策室からの指示、連絡が出来ないときの代替え処置
- (6) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
- (7) 対外広報の内容、時期、窓口、広告等方法の決定
- (8) その他、必要事項の決定

(役職員への指示・命令)

第20条 対策室は、緊急事態を解決するに当って、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

2 役職員は、対策室から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第21条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

2 報道機関への対応は、事務局長の職務とする。

(届出)

第22条 緊急事態のうち、所轄庁への届出を必要とするものについては、正確、かつ迅速に届け出る。

2 所轄庁への届出は、事務局長がこれを行う。

3 事務局長は、所轄庁への届出の内容について、予め会長の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第23条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

(対策室の解散)

第24条 緊急事態が解決し、かつ再発防止策が効力を発揮したときは、対策室を解散する。

#### 第4章 雑 則

(緊急連絡網)

第25条 総務部は緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報連絡先一覧表（以下「緊急連絡網」という。）を作成し、これを職員へ周知徹底する。

- 2 一覧表は、必要に応じて修正するなど、常に最新のものとするよう努めなければならない。
- 3、職員は、緊急事態発生時の通報先を常に把握しておかななければならない。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附 則

この規程は、平成30年1月26日から施行する。